

※この法令は廃止されています。

## 平成二十八年経済産業省令第九十八号

ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令  
 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項本文の規定に基づき、ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 用語の意義（第一条）

第二章 託送供給約款料金原価等の算定（第二条―第十三条）

第三章 託送供給約款料金の算定（第十四条）

第四章 雑則（第十五条・第十六条）

附則

### 第一章 用語の意義

第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第二百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

### 第二章 託送供給約款料金原価等の算定

（原価等の算定）

第二条 ガス事業法第七十六条第一項本文に規定する特定ガス導管事業者（以下単に「特定ガス導管事業者」という。）は、当該特定ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において特定ガス導管事業者を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（特定ガス導管事業者の需要想定）

第三条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業に関連するガス需要計画及び設備投資計画を需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業者の営業費の算定）

第四条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費として、別表第一第一表（1）に掲げる項目ごとに、同表（1）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の営業費以外の項目の算定）

第五条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費以外の項目として、別表第一第一表（2）に掲げる項目ごとに、同表（2）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の事業報酬の算定）

第六条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三に整理しなければならない。

2 前項のレートベースは、特定ガス導管事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に規定する方法により算定した額とする。

3 第一項の事業報酬率は、特定ガス導管事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保するための適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一第二表に規定する方法により算定した値とする。

（特定ガス導管事業の控除項目の算定）

第七条 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四に整理しなければならない。

（原価等の整理）

第八条 特定ガス導管事業者は、原価等として、第四条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を様式第五第一表に整理しなければならない。

（原価等の機能別原価への配分）

第九条 特定ガス導管事業者は、原価等を、別表第二に掲げる配分方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五第二表に整理しなければならない。

（減少事業報酬額の算定）

第十条 特定ガス導管事業者（ガス事業法第七十六条第一項ただし書の承認を受けた特定ガス導管事業者であってガス事業法第七十七条第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則第五条に基づき整理された直近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあつては、零。以下「当期内部留保相当額」という。）が零の特定ガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五第三表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により前項に規定する特定ガス導管事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

3 還元額は、当期内部留保相当額を上回らない額であって、第一項に規定する特定ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する特定ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（減少事業報酬額の減少機能別原価への配分）

第十一条 前条第一項に規定する特定ガス導管事業者は、減少機能別原価として、前条第一項の規定により算定した減少事業報酬額を別表第四に掲げる各項目ごとに整理した事業報酬額とその合計値との比として算定した配分比を用いて、別表第四に掲げる機能別原価の各項目に配分し、様式第五表に整理しなければならない。

（減少事業報酬減少後の機能別原価の整理）

第十二条 第十条第一項に規定する特定ガス導管事業者は、機能別原価として、第九条の規定により整理した減少機能別原価を控除して得た額を、様式第五表に整理しなければならない。

第十三条 特定ガス導管事業者は、第九条（第十条第一項に規定する特定ガス導管事業者にあつては、前条）により算定した機能別原価の各項目の合計額を託送供給約款料金原価等としなければならない。

第三章 託送供給約款料金の算定

第十四条 特定ガス導管事業者は、託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、ガスの供給圧力が中庄以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金（ガスの供給量及び託送供給契約において確保する導管の容量にかかわらず支払いを受けるべきものをいう。）、流量基本料金（ガスの供給量にかかわらず支払いを受けるべき料金であつて、託送供給契約において確保する導管の容量に応じて支払いを受けるべきものをいう。）、若しくは従量料金（ガスの供給量に応じて支払いを受けるべき料金をいう。）、又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。

2 特定ガス導管事業者は、託送供給約款料金として、その事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、選択的託送供給約款料金を設定することができる。

3 特定ガス導管事業者は、託送供給約款料金を、託送供給約款料金原価等と原価算定期間中の託送供給約款に係るガスの供給量により算定される託送供給約款料金による収入額（以下「料金収入」という。）が一致するように設定しなければならない。

4 特定ガス導管事業者は、様式第六第一表の託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表（選択的託送供給約款料金を設定した場合にあつては、同表及び様式第六第二表の選択的託送供給約款料金種別一覧表）を作成しなければならない。

第四章 雑則

（特定導管）の料金

第十五条 特定ガス導管事業者は、その事業の用に供する特定導管が地理的に複数の地域に分かれている場合であつて、その運用方法が著しく異なる場合その他託送供給約款料金を特定導管ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金を特定導管ごとに定めることができる。この場合において、原価等の算定及び配分は特定導管ごとに行わなければならない。

2 前項前段の場合のほか、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供する同一の特定導管のうち帳簿価額が著しく異なる部分が存在する場合その他特定導管の一部に係る託送供給約款料金を定めることができる。この場合においては、前条の規定による託送供給約款料金（前項の託送供給約款料金を含む。）のほか、当該特定導管の一部について託送供給約款料金を定めることができる。

3 前二項の場合における料金の設定は、第二条から前条までに規定する方法その他これに類する方法であつて特定ガス導管事業者の事業活動の実情に応じた適正かつ合理的な方法により行われなければならない。

（特定ガス導管事業者が定める算定方法）

第十六条 特定ガス導管事業者は、当該特定ガス導管事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第九条及び第十一条から第十四条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる。この場合において、当該特定ガス導管事業者は、当該算定方法を様式第七に整理しなければならない。

附則

一の省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

別表第1（第4条から第7条まで関係）

第1表		第2表		第3表		第4表	
原価等(1)の分類及び算定方法	算定方法	原価等(1)の分類及び算定方法	算定方法	原価等(1)の分類及び算定方法	算定方法	原価等(1)の分類及び算定方法	算定方法
項功務修繕修繕費の分類	宮目費	租税課金(法人税及び地方減価償却費)	需給調整費	バ	需要調査・開拓費	事	業その他諸関係
及び算定方法		法人税並びに住民税のうち法人税割を除く。		イ		者	間経費(上連
				オ		者	算記以外の費
				カ		間	業費をの
				ス		費	いう。)

（営業費等）	建設費					運営費				（営業費等）
	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト
原価算定期間	建設費	工事費	受注費	及び	業務費	A. 調査費	ガスマスター	ガス小売業者のガス料金	原価算定期間	調整コスト

(注) 各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合にあつては、年度ごとに算定した額の合計額とする(以下この別表において同じ)。

(※1) 原価算定期間における1時間当たりの必要調整力(円/時)として算定した適正な見積量

(※2) 調整力コストを原価算定期間の必要調整力の合計で除した値

(※3) 原価算定期間における1時間当たりの振替供給能力(円/時)として算定した適正な見積能力

(※4) 特定ガス導管事業者の供給地点における振替供給を行うガス及び特定ガス導管事業者が連結託送供給を行うガスについて、他の事業者が連結託送供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の事業者が連結託送供給を行ったガス量等を基に計算するものとする。

(2) 営業費以外の項目

営業費以外の項目

法人税及び地方法人税並びに住民税(法人税割に限る。)

算定A. 株式交付費償却及び社債発行費償却B. 雑支出は原価算 法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じ、地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

方法却は、原価算定期間における株式の交定期間中における適て得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。

付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。

な見積額とする。

第2表

原価等項目の分類	原価等項目	事業報酬率	
		原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じ、地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。	地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。
原価等項目	シートベース	原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じ、地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。	地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。
及び算定方法（事業報酬）	様式第1表の設備投資計画等により、以下のA投からCま資までに掲げ額の方法に準じて算定した額の合計額とする。	原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じ、地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。	地方法人税は地方税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

(注) 次のいずれにも該当する特定導管を自ら維持し、及び運用する事業者は、当該特定導管又はその一部以外の導管についてこの表に掲げる「シートベース」事業報酬率を用いて算定した事業報酬に、当該特定導管又はその一部に係る「シートベース」に5年を超えない範囲内において当該事業者が任意に定める一定の期間で算定した導管投資に係る投し資本利益率の範囲内において適切に算定した率を乗じて得た額を加えることができる。

- 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
- ガス供給設備（15マン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に接続する導管又は当該導管に直接若しくは間接に接続する導管

第3表

原価等の分類及び算定方法（控除項目）	項目		事業者間精算収益
	営業雑益（ガスメーター賃雑収入（賃賃料等）料等）	営業雑収入（賃賃料等）	
	算定方法	実状に応じた適正な見積額とする。	当該特定ガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表（※）に実績値及び算定方法とす。
	算定方法	賃賃料は、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。	当該特定ガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表（※）に実績値及び算定方法とす。

(※) 特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表を、原価等に基づき、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。また、特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表を設定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明
- 想定連結託送供給ガス量

別表第2（第9条関係）

原価等の機能別(1) 内容に応じて機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課することを原則としつつ、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能原価への配分方 別原価に配分(帰属) するものとする。

法 (2) 供給販売部門全般に係る管理費用的なものと及び客観的かつ合理的な基準を設定できない費用については、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分(配賦) するものとする。

別表第 3 (第 9 条関係)

原価等の機能別原価への配分基準表	項目	諸経費				他調整費	必要調査費	その他諸雑費	減価償却費		営業外事業報酬(法人税に限り)	営業税率・住民利益	事業者間精算収益	雑収入
		修繕費	租税課金	設備関連	その他				必要調査費	業務報酬(法人税に限り)				
直課	内容に応じて直課			内容に応じて直課								内容に応じて直課		内容に託送供給内容に応じて直課
帰属(括弧内は例示)	人員(器具備品等の少額)	比固定資産	導管延長固定資産金額	人員比(自動車等)				導管延長人員比(導管関連等)	比固定資産				比固定資産	比により控除
配賦														

別表第 4 (第 9 条及び第 11 条関係)

機能別原価の分類表	機能別原価項目	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価	原価
		高圧導管	中圧導管	中圧A導管	中圧A導管	中圧B導管	低圧導管	供給管	メーター	検針	内管保安	託送供給	
	ガスホルダー及び高圧導管の建設・維持・保守に関する費用			中圧A導管と中圧B導管原価に区分するときは	導管への供給圧力0.3MPa以上1.0MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用	導管への供給圧力0.1MPa以上0.3MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用	供給管の建設・維持・保守に関する費用	メーターの設置・管理に関する費用	検針に係る費用(検針票枚数を除く。)	需要家の保安に費用を要する機器に係る費用を要する機器に係る費用	託送供給		

(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)  
(塗)

